

さとふる、令和3年分の確定申告手続きに必要な
「寄付金控除に関する証明書」の発行・発送サービスの事前申し込み受け付けを開始
～証明書の書面発行・発送サービスはさとふるだけ※1～

さとふるさと納税ポータルサイト「さとふる」(<https://www.satofull.jp/>)を運営する株式会社さとふる(本社:東京都中央区、代表取締役社長:藤井 宏明)は、2021年10月28日より、令和3年(2021年)分の「寄付金控除に関する証明書」発行・発送サービスの事前申し込み受け付けをさとふるサイトで初めて※1開始します。電子発行だけでなく、書面発行し郵送による発送サービスを行うさとふるサイトは「さとふる」のみ※1となります。

■イメージ



確定申告手続きが**簡単・便利に!**

さとふるなら

証明書が1枚にまとまる!

令和4年(2022年)1月中旬から順次発行



特設ページ: https://www.satofull.jp/static/kifukin_shomei.php

2021年の寄付分から、国税庁の指定する特定事業者※2が発行する年間寄付額を記載した「寄付金控除に関する証明書」を利用した確定申告で寄付金控除の適用を受けられるようになります。「さとふる」が発行する「寄付金控除に関する証明書」が1枚※3あれば、これまで寄付件数分の「寄付金受領証明書」を添付する必要があった確定申告手続きが簡便になるほか、申告時期までの書類保管が不要となります。

「さとふる」では、「寄付金控除に関する証明書」の電子発行に加え、郵送による書面発行にも対応します。「寄付金控除に関する証明書」の発行・発送サービスにより、確定申告手続きがより簡単になります。詳しくは、特設ページをご覧ください。

■「寄付金控除に関する証明書」発行の事前申し込みによるメリット

1. 自治体が発行する「寄付金受領証明書」の到着確認・準備が不要
2. 寄付金控除手続きを早めに準備できる
3. 1月に証明書が発行されるため、スムーズに確定申告手続きができる

■「さとふる」の「寄付金控除に関する証明書」発行・発送サービス

1. マイナポータルとの連携によるオンライン提出

マイナポータル※4と連携することで、「寄付金控除に関する証明書」の内容を確定申告書に自動入力・自動添付することができ、そのままe-Taxで提出が可能です。

2. 証明書の発行・発送サービス

事前に書面発行を申し込むことで、確定申告時期に「さとふる」から「寄付金控除に関する証明書」が郵送され、寄付者が紙に印刷する手間がかかりません。

■「寄付金控除に関する証明書」の発行・発送サービスを利用した確定申告イメージ

<電子発行>

	2021年1月1日～12月31日 ふるさと納税をする	2022年1月～	2022年3月15日まで 確定申告期間
証明書発行	<p>STEP1 ふるさと納税を さとふるで行う</p> <p>2021年 10月末から 発行申し込み 開始!</p>	<p>STEP2 マイページより証 明書を申し込んで ダウンロードする</p>	<p>STEP3</p> <p>提出方法① マイナポータル連携で証明書 を自動取得、e-Taxで送信</p> <p>提出方法② e-Taxで証明書データを 確定申告書に添付して送信</p> <p>提出方法③ 証明書データを国税庁のQRコード付 証明書等作成システム(*)で印刷し提出</p>

* ダウンロードした証明書データ (XML ファイル) を国税庁が提供する QR コード付証明書等作成システムで読み込み、これをプリントアウトした書類を確定申告書に添付して申告することが可能です。

詳しくはこちら (<https://www.e-tax.nta.go.jp/cps/cps.htm>) をご覧ください。

<郵送による書面発行>

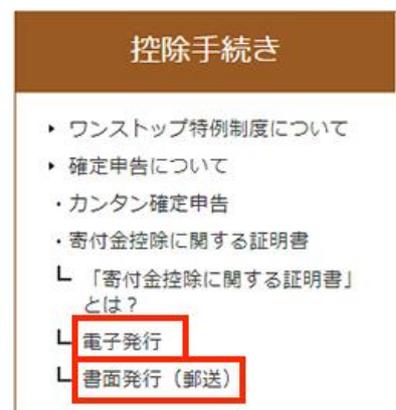
	2021年1月1日～12月31日 ふるさと納税をする	2022年1月～	2022年3月15日まで 確定申告期間
証明書発行	<p>STEP1 ふるさと納税を さとふるで行う</p> <p>2021年 10月末から 発行申し込み 開始!</p>	<p>STEP2 マイページより 証明書を申し込み、さとふるから郵送で証明書 が届く</p>	<p>STEP3 証明書を税理士に 提出か、確定申告 書と一緒に自分で 税務署に提出</p>

* 郵送による書面発行には申し込み期限があります。申し込み期限を過ぎた場合は、電子発行をご利用ください。

■事前申し込みの方法

<パソコンから>

「さとふる」のマイページにログインし、右側のメニューの「控除手続き」>「寄付金控除に関する証明書」から、電子発行または書面発行を選択し、申し込み画面へ。



<スマートフォンから>

「さとふる」のマイページにログインし、画面下のメニュー「控除手続き」を開きます。「寄付金控除に関する証明書」から、電子発行または書面発行を選択し、申し込み画面へ。



株式会社さとふるは、今後も寄付者や自治体の要望に応え利便性を向上させることにより、より多くの方にふるさと納税制度を活用してもらうことで、地域活性化を推進します。

※1 国税庁の指定する他の特定事業者の Web サイトとの比較における評価。国税庁の指定する特定事業者の Web サイトを対象に株式会社さとふるが調査。(2021年10月27日時点)

※2 株式会社さとふるは、2020年12月に「寄付金控除に関する証明書」を交付することができる特定事業者に指定されています。

※3 「さとふる」が発行する「寄付金控除に関する証明書」は、「さとふる」以外のふるさと納税サイトでの寄付内容は記載されません。なお、Yahoo 版さとふるや PayPay ミニアプリでの寄付は「さとふる」サイトと連携することで寄付内容が記載されます。「さとふる」で寄付した回数が多い場合、複数枚となることがあります。

※4 内閣府が運営するマイナンバーカードを利用した個人向けオンラインサービス。e-Tax と連携することで、確定申告書などを作成することができます。

詳しくはこちら (https://myna.go.jp/SCK0101_01_001/SCK0101_01_001_InitDiscsys.form) をご覧ください。

■株式会社さとふるについて

株式会社さとふるは、ふるさと納税（自治体への寄付）を通して地域活性化を推進しています。「ふるさとの元気を“フル”にする、ふるさとの魅力が“フル”に集まる ふるさと応援、ふるさと納税ポータルサイト」をコンセプトに、寄付者向けに「さとふる」で寄付先の自治体やお礼品の選定、寄付の申し込み、寄付金の支払いなどができるサービスを提供しています。自治体向けには寄付の募集や申し込み受け付け、寄付金の収納、お礼品の在庫管理や配送など、ふるさと納税の運営に必要な業務を一括代行するサービスを提供しています。また、ふるさと納税を活用した地域活性化の取り組みを掲載する、地域情報サイト「ふるさとこづち」(<https://www.satofull.jp/koduchi/>) を運営しています。

以上

- この報道発表資料に記載されている会社名および製品・サービス名は、各社の登録商標または商標です。
- この報道発表資料に記載されている内容、製品、仕様、問い合わせ先およびその他の情報は、発表日時点のものです。これらの情報は予告なしに変更される場合があります。

【本件に関する問い合わせ先】

報道機関から…株式会社さとふる 経営戦略室 広報担当 坂平・道岡

Tel：03-6262-6148 FAX：03-6262-6146 E-mail：pr@satofull.co.jp

お客さまから…さとふるサポートセンター E-mail：ask@satofull.co.jp

Tel：0570-048-325 受付時間：午前10時～午後5時（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）